

保護者様

港区立赤坂小学校
校長 齋藤 恵

学校感染症に関するお知らせ

お子様は、現在、学校感染症で、下記の期間出席停止となっております。登校する際には、下記の「学校感染症登校連絡票」を（各事項記入の上）担任に提出してください。

記

1 主な学校感染症と出席停止期間

- 1) インフルエンザ……………発症した日を0日として5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児に当たっては、3日）を経過するまで。
- 2) 百日咳……………特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで。
- 3) 麻疹（はしか）……………解熱したあと3日を経過するまで。
- 4) 流行性耳下腺炎（おたふく）……………耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発言した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
- 5) 風しん（3日はしか）……………すべての発疹が消えるまで。
- 6) 水痘（みずぼうそう）……………すべての発疹がかさぶたになるまで。
- 7) 咽頭結膜熱（プール熱）……………主要症状が消退した後2日を経過するまで。

* 上記の期間内であっても、医師がその感染予防上支障がないと認めたときには、医師の「診断書」を添えてください。

2 その他の学校感染症と出席停止期間（医師の診断が必要）

- 1) 結核
 - 2) 髄膜炎菌性髄膜炎
 - 3) 腸管出血性大腸菌感染症
 - 4) 流行性角結膜炎
 - 5) 急性出血性結膜炎
 - 6) その他（
- } 医師により感染のおそれがないと認められるまで

* 診断書については、学校に用意してあります。

3 新型コロナウイルスに係る出席停止

- 1) 新型コロナウイルス（感染者）…………… 保健所もしくは医師により感染のおそれがないと認められるまで。
- 2) 新型コロナウイルス（濃厚接触者）… 保健所が指定する自宅待機期間が終了するまで。ただし、新型コロナウイルス感染を疑われる症状（発熱、咳、味覚・嗅覚症状等）がないこと。

* 新型コロナウイルスに係る出席停止については、医師の証明書等は不要です。

裏面あり

学校感染症登校連絡票

幼児・児童・生徒 氏名	年 組 氏名
病 名	
病気にかかっていた期間	年 月 日から 年 月 日まで
受診していた医療機関	

上記のものは1. 出席停止期間を過ぎましたので登校させます。

2. 医師の許可がありましたので診断書を添えて登校させます。

(※1または2に○をつけてください。)

年 月 日

保護者氏名 _____ 印

(あて先)

港区立赤坂小学校長